

白山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
平成 25年度	人 113,010	千円 54,912,737	千円 938,929	千円 6,576,450	% 12.0	% 12.6

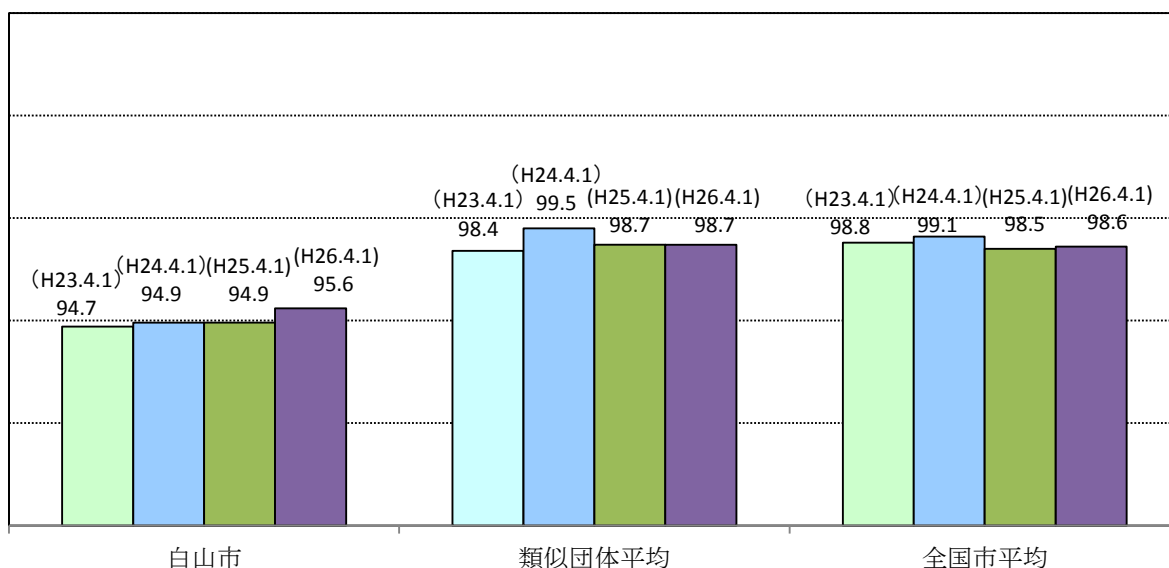
(注)人件費には、一般職給与のほか、議員報酬、特別職給与、共済組合負担金、退職手当組合負担金等が含まれている。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 806	千円 3,066,567	千円 312,789	千円 1,098,611	千円 4,477,967	千円 5,556	千円 6,021

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ、若年層については、1級2級の初任給に係る号俸は引下げなし。50歳代後半層の職員が多く在職する高位号俸は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

白山市は地域手当支給対象外

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白山市	45.6 歳	337,309 円	379,539 円	358,581 円
石川県	42.2 歳	323,703 円	408,021 円	354,373 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261 円	366,377 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
白山市	52.6歳	14人	269,507円	289,994円	274,392円	—	—	—	—
うち学校給食調理員	53.7歳	3人	270,800円	272,967円	273,867円	調理士	43.7歳	233,000円	1.17
うち学校用務員	54.5歳	4人	262,800円	268,425円	265,692円	用務員	54.3歳	199,300円	1.35
うち自動車運転手	47.0歳	3人	281,067円	345,689円	287,372円	自家用乗用自動車運転手	56.7歳	203,000円	1.7
うちその他	54.3歳	4人	266,575円	282,564円	273,750円	—	—	—	—
石川県	50.8歳	235人	328,257円	375,665円	347,023円	—	—	—	—
国	50.1歳	3119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	59人	326,688円	372,166円	353,768円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較(国ベース)		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
白山市	—	—	—
うち学校給食調理員	4,306,333円	3,105,000円	1.39
うち学校用務員	4,193,000円	2,747,000円	1.53
うち自動車運転手	5,252,667円	2,568,600円	2.04
うちその他	4,454,750円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成23年～平成25年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
白山市	41.4 歳	307,700 円	331,090 円
石川県	44.4 歳	370,077 円	405,639 円
類似団体	40.6 歳	308,485 円	352,606 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		白 山 市	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	—
	中 学 卒	121,600 円	121,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,378 円	337,379 円	377,215 円	386,667 円
	高 校 卒	—	305,900 円	350,614 円	361,500 円
技能労務職	高 校 卒	—	232,200 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

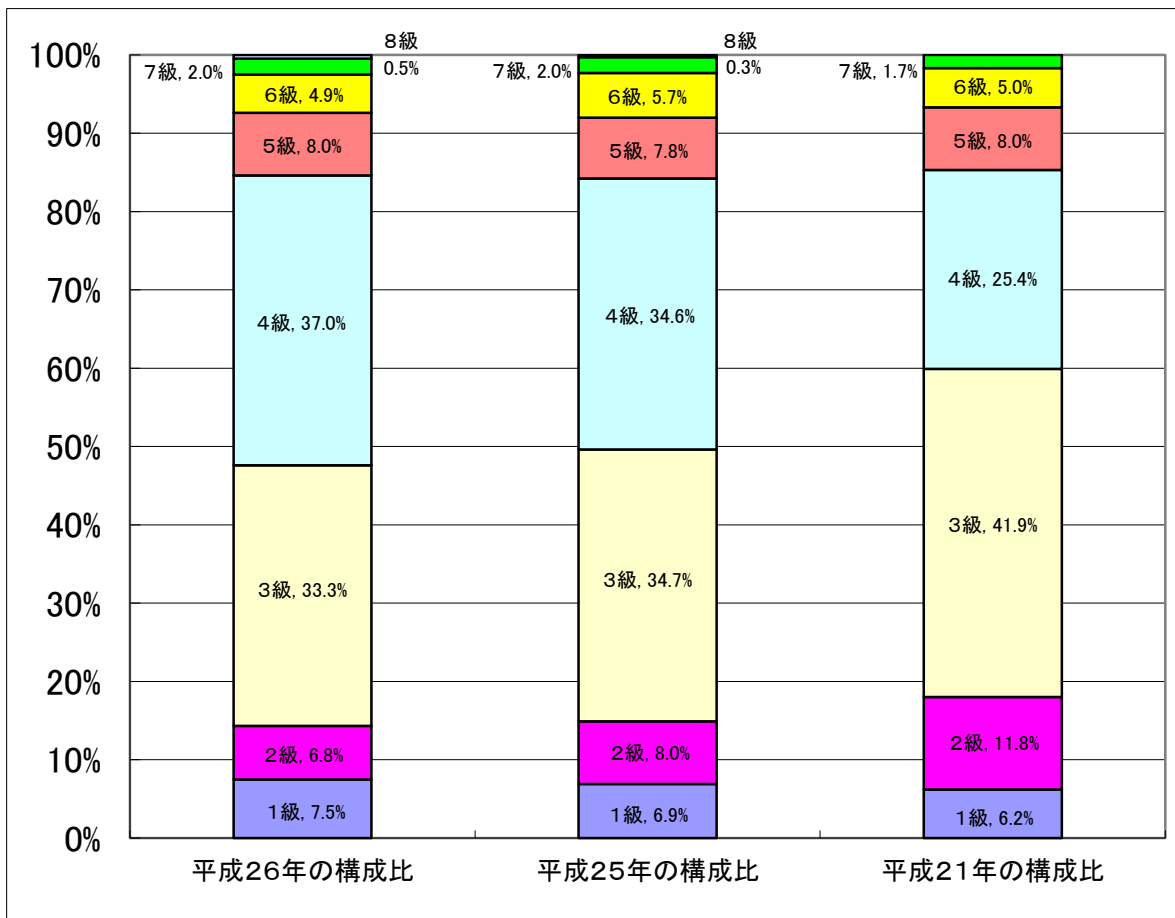
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
	本庁	支所				
8級	部長・局長		4人	0.5%	414,100円	478,200円
7級	部長・局長	支所長	17人	2.0%	367,500円	456,200円
6級	部次長・課長	支所長・支所次長	42人	4.9%	322,100円	422,600円
5級	課長・室長・館長・課参事 課長補佐・所長・園長	支所次長・課長	69人	8.0%	290,700円	400,600円
4級	課参事・課長補佐・室長補佐・次長 所長・園長・主幹・係長・専門員	課長・課参事・課長補佐・主幹 係長・専門員	319人	37.0%	263,500円	388,300円
3級	係長・主任保育士・主査 ・主任児童厚生員・主任教諭	課参事・課長補佐・主幹 専門員・係長・主査	286人	33.3%	224,600円	354,700円
2級	主事・技師・書記・司書 保健師・栄養士・保育士 児童厚生員	主事・技師・保健師 栄養士	58人	6.8%	187,700円	308,000円
1級	主事・技師・書記・司書 保健師・栄養士・保育士 児童厚生員	主事・技師・保健師 栄養士	64人	7.5%	137,600円	244,900円

(注)1 白山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 支所に市民サービスセンターを含む。



(注)1 平成18年に10級制から8級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映の状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務評定を実施し、その結果を基に、昇給区分(0～8号給の範囲)を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 山 市		石 川 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,343 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,541 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、6月・12月期に全職員に対して、業績・能力・意欲の3項目で勤務成績の評定を実施し、その結果を基に、成績率を決定している。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

白 山 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	14,191 千円	23,676 千円			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在) 該当なし

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		4,206 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		34,475 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		13.7 %		
手当の種類(手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症汚染場所等消毒作業手当	感染症汚染場所等の消毒作業に従事する職員	感染症の病原体に汚染された場所等における消毒作業	なし	勤務1回300円
児童保育手当	児童の保育に従事する職員	保育所において常時児童の保育に従事	4,206千円	月額3,000円以内
行旅死亡人等取扱手当	行旅死亡人等の取扱いに従事する職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の取扱いに従事又は生活保護者の死亡による遺留金品の整理及び納骨に従事	なし	1件2,000円以内
高所等作業手当	高所等作業に従事する職員	地上15m以上の足場の不安定な箇所又は地下5m以上の箇所で行う作業で、市長が特に危険であると認める工事監督等に従事	なし	日額250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	123,428 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	166,346 円
支給実績(24年度決算)	112,499 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	148,612 円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人 6,500円 (そのうち一人については、配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は6,500円) 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		79,726 千円	219,381 円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃が月額23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2 +11,000円 ・家賃が月額55,000円以上 27,000円	同じ		20,368 千円	290,982 円

通勤手当	○交通機関を利用し、運賃等を負担している職員 一箇月あたりの支給額 ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 通勤距離に応じて支給 1箇月2,000～24,500円	同じ		43,688 千円	65,895 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について支給 ・給料表別、職務の級別、区分別に定められた額	同じ		82,419 千円	610,515 円
休日勤務手当	○祝日法による休日、年末年始の休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務した全時間に対して支給 ・勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100乗じて得た額を支給	同じ		2,170 千円	120,571 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 4,200円	同じ		5,602 千円	12,804 円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に居住する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて月額7,360円～17,800円	同じ		16,679 千円	62,471 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回あたり 4,000～12,000円	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	○次に掲げる職に新たに採用された職員に対し採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過することによってその額を減じて支給 ・医療職給料表(1)適用職員のうち採用による欠員の補充が困難な職 月額 216,000円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要としかつ採用による欠員の補充が困難な職 月額 50,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～1,500km)に応じて月額6,000円～45,000円加算)	同じ		984 千円	454,154 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	970,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	785,000 円	1,063,000 円/	504,000 円
報 酬	議 長	630,000 円	760,000 円/	420,100 円
	副 議 長	540,000 円	670,000 円/	366,600 円
	議 員	500,000 円	620,000 円/	338,800 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	6ヶ月平均給料額×592/100×4年	22,969,600円	任期毎
	備 考	6ヶ月平均給料額×312/100×4年	9,796,800円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

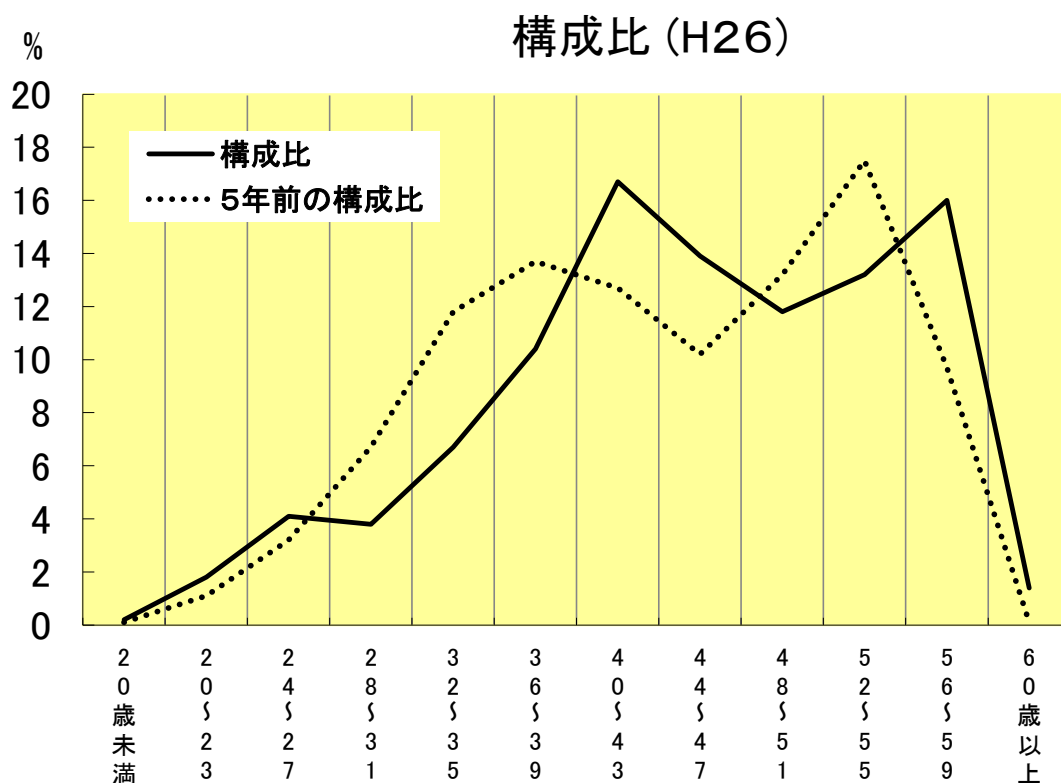
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	9	8	▲ 1	本庁業務の見直し
	総 務	183	189	6	本庁及び支所業務の見直し
	税 務	45	45	0	
	民 生	229	233	4	本庁及び支所業務の見直し
	衛 生	46	45	▲ 1	健康増進部門業務の見直し
	一 般 行 政 部 門 労 働	2	1	▲ 1	退職
	農 林 水 産	40	35	▲ 5	支所業務の見直し
	商 工	52	45	▲ 7	支所業務の見直し
	土 木	67	66	▲ 1	本庁及び支所業務の見直し
	計	673	667	▲ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.12 人)
教育部門	134	124	▲ 10	本庁及び支所業務の見直し	
小 計	807	791	▲ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41 人)	
公営 企 業 計 等 部 門	水 道	22	24	2	水道部門業務の見直し
	下 水 道	19	19	0	
	国 保・介 護	42	42	0	
	小 計	83	85	2	
合 計	890	876	▲ 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.51 人	
	[1,060]	[1,060]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2	16	36	33	59	91	146	122	103	116	140	12	876

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	738	725	715	694	673	667	△ 71 (△10.3%)
教育	146	147	147	141	134	124	△ 22 (△8.8%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	884	872	862	835	807	791	△ 93 (△10.0%)
公営企業等会計	87	83	84	83	83	85	△ 2 (△4.6%)
総合計	971	955	946	918	890	876	△ 95 (△9.6%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 25年度	1,081,324	32,325	119,809	11.1	11.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	20	80,557	9,731	29,521	119,809	5,990

(参考) 一人当たり給与費
千円 6,122

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。
 3 団体平均は総務省から提供された政令指定都市を除く市町村平均のデータである。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白山市	46.6 歳	341,710 円	494,496 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は総務省から提供された政令指定都市を除く市町村平均のデータである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白山市	一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(25年度) 1,476 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,343 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,455 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
 2 団体平均は総務省から提供された政令指定都市を除く市町村平均のデータである。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

白 山 市			一般行政職			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
	- 千円	25,253 千円		14,191 千円	23,676 千円	13,933 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			

(注)1 1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 団体平均は総務省から提供された政令指定都市を除く市町村平均のデータである。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在) 該当なし

エ 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,791 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	139,561 円
支給実績(24年度決算)	2,794 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	147,098 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	4(6)に同じ	同じ		2,646 千円	240,545 円
住居手当	4(6)に同じ	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	4(6)に同じ	同じ		939,600 千円	52,200 円
管理職手当	4(6)に同じ	同じ		1,984 千円	661,592 円
宿日直手当	4(6)に同じ	同じ		168 千円	56,000 円
寒冷地手当	4(6)に同じ	同じ		466 千円	66,629 円
管理職員特別勤務手当	4(6)に同じ	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	4(6)に同じ	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	4(6)に同じ	同じ		0 千円	0 円